

設定等仕様書

南土木事務所が調達したデスクトップパソコン(以下「端末」という。)を横浜市行政情報ネットワーク等に接続・活用できる状況にすることを目的とする。

1 業務内容

(1) 事前業務

初期設定業務は事前に庁内ネットワークへの参加申請が承認され、接続できていないと作業できないため、端末の搬入・設置前に Office の Microsoft 発注確認書を提出し、また納品パソコンのメーカー名、製品名、型番、MAC アドレス、本体シリアル No を提示すること。

(2) 設定業務

納品された端末に対し、以下の設定を行う。詳細な項目・設定内容、ソフトウェアのバージョン等については契約後本市が指示する。なお、下記の作業は1台ごとに個別に行うものとする。

- ・OS (Windows 10 Ver.20H2) のインストール
- ・事務用オフィスソフトウェア (MicrosoftOffice32 ビット版) のインストール
保有ライセンス 2019 (または 2016) を納品時 2016 にダウングレード
- ・ローカルアカウントの作成
- ・コンピューター名設定

2 台数

端末 3台

3 目的外使用の禁止

本市から貸与された物品を業務の実施以外の用途に使用してはならない。また本契約終了後は、速やかに本市へ返却すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。